

**令和3年 第2回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和3年2月26日**

1 日 時 令和3年2月26日(金) 午後2時57分～

2 場 所 敷島総合文化会館 視聴覚ホール

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件  
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出の件  
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(農地中間管理事業)  
議案第9号 甲斐農業振興地域整備計画の変更の件  
議案第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見の件

4 欠席委員 18番 山本 賢治 委員

5 議事録署名委員 14番 猪股 義雄 委員、15番 山田 一廣 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後4時36分

【事務局長】

それでは皆さんお揃いになりましたので、只今より令和3年第2回の総会を始めさせていただきます。

はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

神澤副会長より開会のことばをお願い致します。

【神澤副会長】

(あいさつ)

今から令和3年第2回の農業委員会総会を執り行います。よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただきます。会長よろしくお願い致します。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それではこれより第2回の総会を開催致します。

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

-----  
(日程第1  
議事録署名委員の  
指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、14番猪股委員と15番山田委員を指名致します。

-----  
(日程第2  
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございま

	<p>せんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
【議長】	<p>異議ありませんので、本日1日と決定致します。</p>
(日程第3議事) (報告第3号)	
【議長】	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>報告第3号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号3番～4番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>それでは資料の1ページをお願い致します。</p> <p>市街化区域内ということで、農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありましたので報告をさせていただきます。</p> <p>番号3番、地図、公図は1ページ、2ページになります。</p> <p>●●番地、他1筆合計17.15㎡を、●●の●●さんが宅地拡張のための届出が出されました。</p> <p>これは追認案件でございます。経過理由書の添付があります。</p> <p>続きまして番号4番、地図は3、4ページです。</p> <p>●●番地、面積327㎡を、●●の●●さんが自己用住宅にするための届出が出されました。</p> <p>説明は以上です。</p>
【議長】	<p>事務局の説明は以上です。</p> <p>この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。</p> <p>質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p>
【議長】	<p>質問がないようですので、本件の報告を終了致します。</p>

(報告第4号)

【議長】

次の議題に移ります。

報告第4号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に1番～6番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の2ページをお願いします。

こちらも市街化区域で第5条の届出になっております。地図は5ページ、6ページです。

●●番地他1筆、合計983㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により自己用住宅居するための届出が出されました。

続きまして、番号2番、地図は7、8ページです。

●●番地、面積1,053㎡を、●●、●●さんが、同じく●●の●●さんに所有権移転により宅地分譲5区画にするための届出が出されました。

続きまして、番号3番、地図は9、10ページです。

●●番地他1筆、合計1,286㎡を、●●、●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により宅地分譲5区画にするための届出が出されました。

続きまして、資料3ページをお願いします。

番号4番、地図は11、12ページです。

●●番地他1筆、合計692㎡を、●●の●●さん他1名が、●●、●●さんに所有権移転により宅地分譲3区画にするための届出が出されました。

続きまして、番号5番、地図は13、14ページです。

●●番地他1筆、合計413㎡を、●●、●●さんが、●●、●●さん・●●さんに使用貸借により自己用住宅にするための届出が出されました。

続きまして、番号6番、地図は15、16ページです。

●●番地、面積111㎡を、●●、●●さんが、同じく●●の●●さん

に所有権移転により宅地拡張のための届出が出されました。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

なければ、本件の報告を終了致します。

(報告第5号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出の件を上程致します。事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の4ページをお願いします。こちらは4ページ、5ページ、6ページまで一つの案件であります。利用権設定の合意解約でございます。

番号1番、●●番地他、5ページ、6ページへ行きまして、合計で24筆、33,293㎡を令和3年2月10日付で利用権設定の合意解約をしたものです。

これは所有者と中間管理機構の契約はそのまま、資料の14ページ～19ページ、議案第8号の利用権設定を受ける者、借り手を変更するものでございます。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第4号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の7ページをお願いします。

番号1番、地図は17、18ページです。

●●番地他2筆、合計719㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は14,373㎡、申請地で野菜の作付けを予定しております。所有している機械はトラクター、コンバイン、田植機、耒摺り機等です。

写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

19日に正副会長及び●●推進委員と共に現地を調査致しました。

ここはかつて造園屋さんが所有していて、ここでスイカ等を作っていたわけですが、畑としては十分に対応できるのではないかと考えております。若干石等がありますが、●●さんは重機を持っているので、端へ除けて耕作できるのではないかと思います。

以上で報告を終わりますけど、ご審議の程よろしくお願い致します。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、議長。

19日に正副会長、●●委員と現地調査致しました。

現状は畑にするには十分な状態でありますので、問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号1番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議なしということで、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号2番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号2番をお願いします。地図は19、20ページです。

●●番地、面積1,035㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は11,812㎡、申請地で水稲の作付けを予定しております。所有している機械はトラクター、ハーベスター、田植機、草刈機等です。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上でございます。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】 ●番●●でございます。

2月の19日に正副会長、●●推進委員さんと現地調査を行いました。

(写真を)ご覧のように周辺は水田の地域で、買い受ける方も滝沢区の方で、耕作地とはそんなに距離もありませんので、今後も優良な適正な管理をされると思われまして、問題はないかと思われまして、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 2月の19日に正副会長、●●委員と現地調査に同行させていただきましたが、現地は特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。



【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号2番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号3番をお願いします。地図は21、22ページです。

●●番地、面積184㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は11,106㎡です。梅の作付けを予定しております。所有している機械はバックホー、草刈機、田植機、噴霧器です。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】 はい、●番●●です。

2月19日に正副会長、●●推進委員、事務局の案内によりまして現地を視察しました。

写真にあるように梅の木が10本くらいありまして、3年3作のルールがあるようですので、支障はないと思います。

よろしくご審議の程お願いします。

【議長】 次に●●推進委員の意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。

19日に正副会長、●●委員に随行して現地調査を致しました。

先程、●●委員から説明がありましたが、ご覧のとおり梅の木が十数本植えられています。また隣接地は譲受人の土地であり、特に問題はないと思います。

よろしくご審議の程お願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号3番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議なしの言葉がありましたので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号4番の説明を求めます

【事務局】 はい、議長。

資料の8ページをお願いします。番号4番、地図は23、24ページです。

●●番地他3筆、1,148㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は2,650㎡で、今回の分と併せて3反要件を満たします。申請地で野菜の作付けを予定しております。

所有している機械はトラクター、耕うん機です。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を●番●委員をお願いします。

【●●委員】 はい。

2月の21日に現地調査を致しました。

この案件は、広い農地の中の一隅であります。農地の管理はされておりましたが、このところあまり耕作はされていない状況です。今回の(所

有権) 移転によりまして活発な営農ができますことを考えております。  
以上です。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

19日に正副会長さん、事務局、私と現地調査をしました。  
写真にあります手前の方ですが、ここが前からやっている(譲受人が耕作している)ということで、広げるということを聞いていますので、何ら問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号4番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議なしの言葉がありましたので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号5番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号5番をお願いします。地図は25、26ページです。

●●番地他2筆、1,176㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は13,835㎡で、申請地でキュウリ等野菜の作付けを予定しております。所有している機械はトラクター、管理機、バックホーです。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【事務局】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい。

2月の21日に現地調査をしました。

当該地は9月に農地の管理徹底の指導がされておるような耕作放棄地でした。調査したのですが既に農地に戻されておりました。現在はきれいになっておりました。今後は適正な管理が期待できます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

写真の右側が今やっている（譲受人が耕作している）所です。この左側を広げるということを聞いております。先程、●●委員が言ったとおりやれるのではないかと思います。

ご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声）

【議長】

質問がないようでございますので、番号5番を許可とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

【議長】

異議なしの言葉がありましたので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号6番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の9ページをお願いします。

番号6番です。●●番地他2筆、合計1,459㎡です。

営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定の許可申請でございます。議案第6号、番号2番の一時転用の許可申請と関連がありますので、一括の審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましては、この後上程する議案第6号、農地法第5条第1項の許可申請の案件に関連するものでありますので、併せて審議致します。

(議案5号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号2番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の10ページをお願いします。番号2番、地図は29、30ページです。

●●番地、面積2,699㎡の内3.546㎡を、●●番地の●●さんが営農型太陽光発電のための支柱部分の一時転用の更新のための許可申請が出されました。

営農型太陽光発電施設設置については、支柱部分を一時転用とし、その期間は原則3年間としています。今回は1回目の更新ということになります。農地として耕作されているかどうかということを審査し、更新の可否を決定するものです。

パネルは541枚、支柱213本、パネル設置面積は1574.63㎡、1時間あたり最大で148.9kwです。ここでは柿の栽培がされています。

写真は東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員にお願いするところですが、本日欠席のため、私から報告します。

この土地については、西側に行くにつれ斜面になっており、土砂流出等による隣接地の被害が懸念されるところであります。今後も営農型太陽光発電を続けていくにあたり、農業委員会の指導事項として、草生栽培や雨水排水路の設置等の対策を行っていただき、隣接地辺被害防除に努めてもらうよう、事務局から本人に伝えていただきたいと思います。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

先日 19 日に事務局と会長、副会長、●●委員さんと現地調査をしました。

3 年前に認可されている営農型太陽光なので、実際に問題があるとしても、今回許可をしないということはいかないということだそうであります。

施主さんも知っていますし、現地もよく知っております。三十何軒の村の中で、この方が営農型太陽光を設置するといっても反対することはなかなか難しいということで、この直下にある家 3 軒の方々は、当時反対されたそうです。しかし農業委員会の権限としましては、農地ではない民家のところまでは関係は及ばないということで、太陽光パネルの周りの農地の許可（同意）を得て、今回の更新の場合も周りの農地の方の判子を頂いてあると思います。

私は周りの方々に聞いてまわったりしたのですが、この裏側にあるブドウ園の方は、昔ここは畑であったといいましても、森のように木々が生えておりまして、切ってもらって良かったと、ただ他の周りは竹藪や荒れておりますので、作物に影響することはありません。

一番みんなが懸念するのは、真下にある民家のことです。ここの水がかなり急斜面を下って、土砂流出ということになります。

3 年前にここに設置して、少し問題が起きました。その時にですね、この太陽光パネルの土地とその下の民家の間に排水路を設置したということで一件落着いております。

この間もこの民家の方と話をしましたが、「うちは判子はいらないよ、農地ではないから今回の更新に関係はないということで意見も言えない」ということも言っておりました。

少し問題がありますが、農業委員会としましては、これからも土砂流出、営農計画書に沿った営農等の意見を添えて仕方なく許可（相当）する。私も農地パトロールをして草が生えていましたら、隣の人なので言うようにしますので、今回のところは農業委員会の指導事項を付けて許可（相当）ということで良いかと思えます。

うまくいかないようでしたら、毎年農業委員会から指導していただくという形で問題等の解決に向けていったらよいのではないかと思います。またこういうことが営農型太陽光の悪しき前例となってはまずいと思います。今回は設置されているものですから、許可しないわけにはいかないのです。今後の農業委員会、行政の指導をお願いしまして、許可（相当）するもので良いのではないかと思います。

以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●推進委員】 はい、良いでしょうか。

一つ関係のないことですが、周りの方々が一番心配しているのは、この太陽光が耐用年数を過ぎて発電ができなくなった20年後、30年後にこれがどうなるのか。施主さんも20年後、30年後先になると生きてはいないと思いますし、そういうことで放置されるのではないかという懸念もあります。

ですから今後、営農型発電がありましたら、そのようなことも頭に入れながら許可（相当）をしていただきたいと思います。

以上です。

【議長】 質問ございませんか。

【●●委員】 先程、指導ということができましたが、口頭、書面。

【事務局】 はい。

今回は口頭です。これが守れなかった場合は書面になります。

【●●委員】 はい、●番●●です。

営農型の太陽光発電ということで、太陽光の下には草しか見えないのですが、何か植わっていますか。

【事務局】 はい。柿です。

【●●委員】 わかりました。

【議長】 質問ございますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号2番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】	異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。
(議案第 6 号)	
【議長】	<p>それでは次の議案に移ります。</p> <p>議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。</p> <p>事務局に 2 番は先程の議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、番号 6 番に関連する案件となりますので併せて審議致します。事務局の説明をお願い致します。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>資料は 11 ページをお願いします。番号 2 番、地図は 27、28 ページです。</p> <p>●●番地他 2 筆、合計 1,459 m<sup>2</sup>の内 0.39 m<sup>2</sup>を、●●の●●さんが、●●、●●さんに賃貸借により、一時転用で太陽光発電施設を設置するための許可申請が出ています。</p> <p>申請地は農振区域内の農用地で、一般基準については申請書に添付された、事業計画書、設備認定書、資金証明書、残高証明書になります。隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。</p> <p>農地所有適格法人の農地に関連会社の太陽光発電事業者が地上権を設定し、発電事業を行うものでございます。パネルは 279 枚、面積 1,055 m<sup>2</sup>、最低支柱高 2.5m、80 本を設置の予定です。パネルの下で柿の栽培を予定しています。発電量は 1 時間あたり最大 49.5k w です。</p> <p>こちらは一時転用の期間が 10 年間です。これは認定農業者を取得すれば、原則 3 年の一時転用が 10 年ということでもあります。●●さんは認定農業者になっておりまして、10 年間の一時転用の期間となっております。</p> <p>写真は南側から撮影したものです。</p> <p>説明以上です。</p>
【議長】	<p>事務局の説明は以上です。</p> <p>次に現地調査の報告を●番●委員をお願い致します。</p>
【●●委員】	<p>●番●です。</p> <p>2 月 19 日の午後、正副会長、●●推進委員、事務局の方と現地を調査してきました。</p>



3枚の水田ですが一番南が大きいですが、説明にもありましたように●●の会社が住所も同じ、代表者も同じようですので、2つの会社の実態がどうなっているのか、ちょっと気になる面がありますが、申請の上で必要な書類が添付されていれば問題はないかと思われませんが、ただ現況は水田ですので、柿を植えるとすれば畑の扱いになるかと思えます。地目も事実上変更の状態になるかとなると思います。

営農型発電についても、農水省から県知事宛と各地方農政局長宛の通知が出ておまして、詳細は支柱を建てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについてという表題ですが、これでちょっと調べましたが、農地転用許可権者の確認事項としまして、厳密には知事が行うことになると思いますが、この中で営農の適切な継続を前提として、営農型発電施設の支柱を建てること、簡易な構造で安易に撤去できる支柱として申請に係る面積が必要最小限にするということ。

あと現実には営農が行われていない場合ですとか、平均的な反収と比較して2割以上減収している場合、あるいは農作物の品質に著しい劣化が生じると認められる場合は適切な継続とは認められないという内容です。

高さについては、支柱の高さは下で作業ができるよう概ね2m以上とするということと、農地転用を許可する場合に付ける条件として、一時転用許可は次に掲げる条件を付けてするものとするということで、5項目ありますが、要は営農の適切な継続が確保されて、あるいは毎年作物の状況を報告することを条件として許可するということが書かれています。

事務局に確認したいのですが、許可を出す場合に定型的な書面ですとか、この事案に限らず統一的な扱いとして、どのような対応をされているのかということを確認したいのですが。

【事務局】

はい。

一時転用は原則3年間、認定農業者の場合は10年間ですが、年に1回は報告を上げていただいております。作物の状況を含め、(農地を)手入れをしているかどうかということを含めて報告を上げていただいて、それを県へ提出をしております。

あと様式につきましては、国で示されたものを使っております。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

2月の19日に正副会長、●●委員、事務局と現地を見ましたけど、営農型太陽光発電はよく分からないのですが、先程の問題が考えられますので、行政の方で指導をして進めてもらいたいと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、議長。

ちょっと確認をさせてください。

さっきの3条の●●から●●の地上権の設定ですよ。地上権設定で3条でいくとうことで、転用面積部分については賃貸借、3条の部分については地上権ということで、所有者は●●ですよ。ここで営農するのは、地上権は設定してあるけども、●●ではなく●●という解釈で良いですか。

【事務局】

はい。

おっしゃるとおりで、営農するのは●●さんという計画でございます。

【●●委員】

はい、議長。

それで今回の5条申請で10年の話は、平成30年5月15日に農水省が通達を出していて、認定農業者が営農する所において、青（農業振興地域内農用地）であれ、あるいは白地で、2種・3種については10年でもいいよという話が出ていますが、私が気になっているのが●●と●●は何回も出てきているソーラーシェアリングで、確認事項として柿を作ることになる、当初の3年では当然収穫できないので、一時転用の更新をしていく中で生産量が出てくると思うので、2号様式か4号様式で報告があったとしても、計画の反収しか示されないと思うのですが、営農していることをもって今後（収穫が）出てくるのだろうという解釈をしていくと思いますが、10年は甲斐市内で初めてだと思うんですが、（平成）30年の通達があつて、約2年経って初めて出てきたのですが、先程も農業委員の方からも話がありましたが、確認をどうしていくのかということが10年間ということになりますと、毎年（報告を）出してもらいますので、3年も10年も同じなので、その中で農水省では先程も説明がありました、まず営農が行われていなければ駄目で、草ぼうぼう、草生栽培であればいいのですが、刈ってなければ当然撤去ということもあるのですが、一つの条件として2割以上の減収がついているのですよ

ね。その確認ができないのですよね。その辺で市としても農業委員会としても、2月末日までに提出してもらおうのですが、それを受けていて、現場が撤去した時に営農の用に供する形をとっていることを確認していくことが重要になってくるので、最悪その時のケースで行くと、農地法では改善指導する。経済産業省のFIT法でも通報をして、それでもやらないようであったら、転用許可の取り消しとFIT認定の取り消しというような流れになっているようですが、今後多分こういうソーラーシェアリングが出てくると思うのですが、事務局としてどんな扱いで考えていくのか、そうすれば、その辺が農業委員がどう判断していくのかということになるかと思うので、そこをちょっとお聞かせいただきたい。

【事務局】

はい。

収量については、収穫時期等に地元農業委員さん、事務局で確認する。あるいは育成状況については事務局では分からない部分がありますので、中北農務事務所にお願ひし同行してもらい生育状況を見る等してどれだけしっかりと営農されているかというところを確認していきたいと思っております。

【●●推進委員】

はい。

写真の向こう側にですね、営農型のソーラーのようなものが見えますが、こちらで経営しているのですか。

【事務局】

はい。

こちらは別で地元の個人の方がやっております。

【●●推進委員】

はい。

営農されている様子はどのようなのですか。

【事務局】

はい。

柿を植えていますけど、下の草は刈っています。やはり田圃なのでいまのところあまり伸びてはいないです。

【●●推進委員】

はい。

余談なのですが、みんなこの下に柿を植えるんですよね。屋根がなくても日照不足で昨年、一昨年も収穫の時に色が入らないで結構やきもきしたのですが、みんな柿を植えるということで、日陰で柿が育つかとい

うことが僕はとても不思議なんです、これは私の意見として皆さんに聞いておいていただきたいと思います。

【議長】 その他質問はございませんか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、議案第4号、農地法第3条許可申請の番号6番を条件付きで許可、議案第6号、農地法第5条第1項による許可申請の2番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を条件付きの許可及び許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号3番をお願いします。地図は31、32ページです。

●●番地、面積452㎡を、●●の●●さんが、●●、●●さんに所有権移転により、資材置場にするための許可申請が出ています。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断することができます。申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図、必要面積検討表等から問題はないと考えられます。

残土、碎石、重機等を置くための申請であります。雨水は自然浸透であります。

写真は北側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員をお願いします。

【●●委員】 はい、●番●です。

19日に事務局と会長、●●推進委員と現地調査を行いました。

3面は水路等によりまして問題はなかろうかと思いますが、東面は境界壁がないので、資材置場となると雨水対策が心配になりますが、宅地

造成等の折にコンクリート壁を打ってもらえれば問題はなからうかなと思います。

以上です。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。

●●委員に同行して現場を確認してまいりました。先ほど言ったような内容を注視して、資材置場として使用すれば問題はないかと思いません。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 はい、議長。

●番の●●です。

当該地の隣接する道路はあるのでしょうか。

【事務局】 はい、議長。

図面をご覧くださいますと、右側が道路になっています。この当該地の右側が宅地になっていますが、緑の部分を通して入ります。所有者が同じなので、ここを通して当該地に入るという計画になります。

【●●委員】 はい。

緑の部分が作られているのですか。

【事務局】 はい。

まだそのままです。道路と宅地の間に水路がありますが、床板がありまして出入りするようになっています。

所有者が一緒ですので、道は壁などを打って明確にする予定はないようです。

【●●委員】 了解しました。

【議長】 質問はございませんか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号3番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第7号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。事務局に利用権設定の番号3番～7番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の12ページをお願いします。番号3番、地図は33、34ページです。

●●番地、面積1,595㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を3年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は10アール当たり4,389円で、水稻の作付けを予定しています。

続きまして、番号4番、地図は35、36ページです。

●●番地他1筆、合計1,927㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を5年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、梅・柿の作付けを予定しています。

続きまして、番号5番、地図は37、38ページです。

●●番地、面積1,021㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を3年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、資料13ページをお願いします。番号6番、地図は39、40、41です。

●●番地他1筆、合計1,728㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を5年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しております。

続きまして、番号7番、地図は42、43ページです。

●●番地、面積1,138㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を3年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は10アール当たり6,151円で、水稻の作付けを予定しています。

説明は以上でございます。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号3番～7番を承認することに決定致します。

(議案第8号)

【議長】

次の議案に移ります。議案8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。事務局に利用権設定の番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

はじめに訂正をお願いします。14ページ～19ページにわたって備考のところに担当の農業委員さん、推進委員さんの名前がありますが、申し訳ございません、間違えています。正しくは●番●委員と●●推進委員になります。

訂正をお願いします。

では番号1番、地図は44、45ページ、公図は46～56ページになります。

●●番地、面積が1,986㎡を、●●の●●さん他、19ページまで行きまして、全体で24筆、33,293㎡、所有者は共有名義を含め18人であります。

これは先程の報告第5号、18条による合意解約で報告をさせていただ

きました件と関連になります。所有者と中間管理機構、山梨県農業振興公社との契約はそのまま、配分者、借り手を変更するものです。

14 ページ～18 ページは平成 29 年 8 月から 10 年 5 か月間、19 ページの 2 筆は平成 30 年 3 月～10 年 10 か月間の利用権設定期間で配分者を変更するものです。賃借料は 10 アール当たり 10,000 円、百円以下は切り捨てです。

再配分者は●●の●●さんで、昨年 3 月まで●●として活動をしていた方でございます。これまで商工会の会員が配分者に協力する形で桑を栽培しておりました。今後も商工会の方々が同じように配分者に協力する形で、桑の栽培を継続していくということであります。

説明は以上でございます。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は、農地中間管理機構を通した利用権設定でありますので、特別問題がなければ、担当農業委員による調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 1 番を承認することに決定致します。

(議案第 9 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。議案第 9 号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件を上程致します。事務局より説明をお願い致します。

【農林総務係員】

はい、議長。

農林振興課農林総務係長の大柴と申します。よろしく申し上げます。こちらが係員の依田です。

説明が長くなりますので、座っての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第 9 号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件の説明をさせていただきます。農業委員会の貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

最初に資料の確認させていただきます。まず農業振興地域制度の概要という冊子が一部、令和 2 年度甲斐農業振興地域整備計画の変更について



て「個別案件位置図」というカラーの冊子が一部、以上となりますがよろしいでしょうか。

さて、本市におきまして農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業振興地域整備計画を策定しております。

去る2月3日、現在の経済情勢やその他の土地利用動向の変動等により計画を見直す必要があることから、農業振興地域整備推進協議会を開催させていただきました。協議会は、市に關係する農協の組合長、土地改良区の理事長、農業委員会の会長、副会長が構成員となっており、御審議いただきました。協議会としては、今回の農振計画の変更について問題が無いとの答申をいただきました。

本日は、農振法施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会に意見を求めることと定められておりますので、農振計画の変更について説明をさせていただきたいというのが、本日の趣旨でございます。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。A4判の頭の「農業振興地域制度の概要」と記載のある資料をご覧ください。

資料1ページ、農業振興地域制度の概要ですが、1つ目、優良農地を確保するために農地法と農振法により農業振興を図る制度が設けられております。各県において基本方針を策定し農業振興地域が指定されます。これに基づいて各市町村は農振計画の策定を行っております。

2つ目、市が策定する農振計画においては、優良農地について農用地区域として定め、今後の農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っております。

3つ目、経済情勢、その他の土地利用動向の変動等により、やむを得ず農地転用を伴う農振除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことが基本とすることとなっております。

次に「農業振興地域整備計画の変更」についてです。

1つ目、市町村は、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと、農振法で定められております。

2つ目、計画の変更のうち、農振除外をするために行う農用地区域の変更は、次の5つの要件の全てを満たした場合に限り、変更することができると、農振法に定められております。

農振除外の要件は5つあり、1ページの下段にありますとおりです。

これらを満たすことで農振除外の見込みがあることとなります。

続きまして、資料 2 ページの農業振興地域整備計画変更手続きをご覧ください。変更手続きの流れとしましては、フローチャートのとおりです。変更には農振の除外と編入があります。どちらも申し出を受け付けてまして、市の方で変更手続きを行っていきます。本日は流れの⑤となります。以上が変更手続きの流れとなります。

続きまして、資料 3 ページをご覧ください。こちらは甲斐農業振興地域整備計画の変更概要書となります。整備計画に係る変遷をご覧ください。平成 17 年に甲斐市の農業振興地域が指定され、およそ 5 年に 1 度の大幅な見直しであります総合見直しを平成 29 年 10 月に行いました。毎年行う小規模な見直しである随時の見直しを、直近は、令和 2 年 6 月に行いました。今回は随時の見直しとなります。

続きまして、令和 2 年度の農振計画の随時見直しについて、ご説明します。案件として 25 案件ございます。

1. 農用地域からの除外、個別申し出ですが、16 案件ございます。こちらは、個別に農振除外の申し出があり、農用地域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを、書類審査等を行い、関係機関に確認し、農地転用の見込みがある案件について除外するものです。受付期間ですが、昨年、令和 2 年 8 月の 1 か月間を受付しまして、相談件数については、50 件程の相談がありました。

2. 農用地域への編入、個別申し出ですが、1 件ございます。この編入については、地権者の孫が家を建てるということで、昨年度除外を行った農地ではありますが、転用計画の変更により、不必要な土地が生じ、残地については、今後地権者が営農をするため、編入の申し出がありました。市としては、積極的に編入し、農地保全に努めていく方針から、編入するものです。

3. 農用地域からの除外、非農地ですが、2 件ございまして、市農業委員会が、農地が山林化し、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しない旨の判断を、平成 30 年に非農地判断した 1 地区、令和元年に非農地判断した 1 地区の計 2 件です。この 2 件は、農業振興地域の農用地域の設定要件である農振法第 10 条第 3 項各号に該当しない土地であることから、除外するものです。

4. 農用地域からの除外、開発許可不要と致しまして、電気事業・電気通信事業法関係で 5 件、公共事業で 1 件ございます。この開発許可不要案件は、通常農振除外を行ってから、農地転用となりますが、公益

性が特に認められる事業に係る施設については、農振除外を行わず、農地転用の許可が不要で、開発行為を行うことができます。今回の案件は、転用事業が先行し、すでに転用事業が完了しております。いわゆる後抜き除外になります。当該地は、農用区域の設定要件を満たさないということで除外となります。電気事業・電気通信事業法関係施設として、携帯電話基地局、送電鉄塔となります。公共事業と致しましては、市都市計画課で整備し、昨年完成した防災公園であります、「やはた公園」でございます。

続きまして、資料 4 ページをご覧ください。

(2) 土地利用計画の総括表をご覧ください。①農用区域面積ということで、表の今回変更前と書かれた欄の数字が、現在の甲斐市の農用区域の面積となります。続きまして、今回変更後と書かれた欄をご覧ください。今回の変更に伴い、表の農用地の中にある地目田から約 2.8ha、地目畑から約 2.1ha が除外となり、農用地面積と農用区域面積が約 4.9ha 減少することになります。

続きまして、各地区別の案件数ですが、竜王地区で 7 件、敷島地区で 6 件、双葉地区で 11 件の除外となります。また、双葉地区で 1 件編入となります。農振除外の用途別の案件の内訳といたしましては、表のとおりとなっております。

資料の 5 ページからは、それぞれの個別案件の一覧表となります。また、別冊の位置図については、個別案件の位置図となっており、詳細な位置、形状、情報を掲載させていただいております。事前に資料を配布させていただき、お目通しをさせていただいているかと存じますので、詳細な個別案件の説明は、事務局から短時間かつ効率的にということをおっしゃっておりますので、大変申し訳ございませんが、割愛をさせていただき、資料内容の紹介のみとさせていただきたいと存じます。

概要の 5 ページと位置図を交互に見ていただきたいと思います。

まず概要の 5 ページは個別申し出の除外一覧で、16 件の除外面積 22,881.08 m<sup>2</sup>です。お配りの別冊資料に対しましては、1 ページ～18 ページまでが 16 件の位置図となっております。

先程の概要資料に戻りまして 6 ページをご覧ください。個別申し出の編入一覧で、編入面積 193 m<sup>2</sup>です。別冊の位置図の資料は、19 ページ、20 ページが位置図となっております。

概要資料の 7 ページ、8 ページは、非農地の除外一覧で、安寺地区と

亀沢地区の2地区で合計除外面積 11,385 m<sup>2</sup>となっております。別冊資料は、21 ページ～23 ページが位置図となっております。

概要資料の9 ページ、10 ページになりますが、開発許可不要の除外一覧で、電気事業・電気通信事業法関係5件と公共事業1件で合計除外面積 14,450.7 m<sup>2</sup>となっております。別冊資料は25 ページ～終わりの32 ページが位置図となっております。

説明は以上とさせていただきたいと思えます。

ご質問、ご意見がございましたらこの後、お受けさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

【議長】

担当からの説明は以上です。

これより質疑に入ります。何か質問がございませんか。

【●●委員】

はい。

●番の●●です。ちょっと教えていただきたいのですが。3 ページに農振計画の変遷が載ってまして、5 番、総合見直しが平成 29 年の 10 月 31 日に行われているということで、その後の随時（見直し）が（令和）2 年の 6 月というところなんですけど、今回ここにかかっている案件は、これ以後に認定を受けるものですか。それが1点と、それからこのままいくと来年に総合見直しが来るということになると思うんですね。今回の案件の3番の農用地区域からの除外、非農地の通知をした非農地判断をした2地区があるんですが、その後に非農地通知を出しているのもあると思うんですが、（令和）4年の総合見直しに向かって、非農地通知の面積をある程度出していくとか、見直しを沢山していくということがあるのかどうかということと、（令和）4年の総合見直しの前に随時を入れるのか入れないのかということをお聞かせ願いたいと思えます。

【農林総務係員】

お答え致します。

最初の質問の随時見直しの令和2年6月17日が今回の案かどうかということですが、令和2年6月1日に行ったのが、令和元年に受付をしたものでございますので、今回受け付けたものは令和3年の5月か6月頃に見直しになります。

総合見直しでございますが、およそ5年となっております。予定だと来年度ということですが、国の方針が今年度末に変わります。次に県の見直しが来年度の予定でありまして、それを受けてから、

見直しの前に基礎調査に行きます。基礎調査というのは、例えば農家さんから聞き取りをしたり、地区ごとでこういう農業をやっているなどの調査をしまして、それを1年かけて行います。それは令和4年度を予定しております。その翌年、令和5年に総合見直しの予定をしております。

総合見直しの前に受付をするのかということですが、基礎調査の年、令和4年度も随時の受付をさせていただき予定となっております。

非農地のことですが、前回平成29年の総合見直しの時にですね、農業委員会と一緒に計画しまして、46haの耕作放棄地とか農地に戻せないような所を調査へ行きて、そこを除外させていただきました。次の令和5年の総合見直しでも農業委員会や地元農業者と相談しながらやっていくということを検討中というところでございます。

以上でございます。

議長。

【●●委員】

ありがとうございました。

今お聞きしたところによると、今回が（令和）3年の随時（見直し）であって、（令和）4年に総合（見直し）が来るんだけど、基礎調査になるんで、もしかしたら（令和）4年も随時（見直し）が入って、（令和）5年に総合見直しと、これから毎年計画の見直しは出てくると、あとは農業委員会の高須係長の方で非農地通知のスケジュールと今回の農振計画のスケジュールの考え方を教えてください。

はい、議長。

【事務局】

非農地の関係でございますが、前回の総合見直しで約46haをやっています。今回は同じ地域で若干漏れてしまった所がありましたので、そこをやりました。

原則、非農地は農振の除外をしてから非農地判断をしますが、今は先に非農地判断しても良いということになっております。原則は除外をしてから非農地ですので、総合見直しで農業委員さんからの意見も聞きまして、数十haというレベルで除外をして、非農地をやっていくという計画でございます。

また地域で漏れてしまっている所があれば、先に非農地をやって後から除外ができます。原則、除外をしてから非農地と考えています。

他にございますか。

【議長】

はい。

【●●委員】 ちょっと教えていただきたいのですが、直接は関係はないと思うのですが、農地の面積が1,059haとありますが、今日配られた利用状況調査結果には1,323haですけどもどういう違いなのでしょう。

はい、議長。

【事務局】 利用状況調査については、白地、農振にかかっていない農地、市街地の農地も含めての面積になっておりまして、農振除外の資料はあくまでも農振地域の面積ということで差がございます。

その他質問はございますか。

【議長】

はい。

【●●委員】 農振を除外する前に造成をしている事例があるんですが、そういう場合は農業委員会で当然現状復旧させる権限があると思うのですが、今回除外になっていますが、ずっと前から造成されてしまっている土地が含まれていますが、その点についてはどういう考えですか。

お答えします。

【農林総務係員】 農振除外の受付の際にですね、現地を見に行きまして状況を確認致します。砂利とか敷いてあったり、違反転用している状況であった場合、受付はできないという判断をさせていただいております。耕作放棄地で森になっているような状況の時は、農地として活用できるように解消をお願いしておりまして、そういったことで土を盛ってあるという状況は把握しております。

以上です、

はい。

【●●委員】 そういう状況を確認してもらったのであれば、大丈夫だと思のですが、たまたま業者が残土を持ってきて埋めて造成しているのですが、そういうことの取り締まりとか、よく指導してもらって、ちゃんと農振除外された土地に埋めるのであれば埋めるという指導をしてもらいたいというふうに思います。

以上です。

その他ご質問ございませんか。

【議長】

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございますので、本案件を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議がないようでございますので、本案件を同意することに決定致します。

(議案第 10 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 10 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見の件を上程致します。事務局より説明をお願い致します。

はい、議長。

【農林総務係員】

議案第 10 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見の件の説明をさせていただきます。資料の方は構想案になります。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきましては、本市では、平成 26 年 9 月に作成しておりました。令和 2 年 4 月施行の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、本市の基本構想を本年 3 月までに変更する必要があります。基本構想を変更するにあたり、農業委員会及び市内の農業協同組合から意見を聞いて、同意を得なければなりません。その後、県に協議し同意を得て、市が告示をして効力を発することとなります。

本基本構想は、令和 2 年 11 月に見直しされた県の基本方針に即して、5 つの事項、1 つ目なのですが、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、資料の 1 ページ～4 ページの第 1 として定められております。

2 つ目は、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、こちらは資料 4 ページ下段～8 ページの第 2 として載っております。

3 つ目は、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、資料 8 ページ中段になります第 2 の 2 となります。

4 つ目は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項、こ

こちらは資料 8 ページ下段から 9 ページにかけまして、第 3 として載っています。

5 つ目と致しまして、農業経営基盤強化促進事業に関する事項、こちらの方は資料 9 ページの下段から 21 ページの第 4 の項目として定めています。

今回の構想の主な変更点としては、先程説明をさせていただいた 5 つ目の農業経営基盤強化促進事業で、農地利用集積円滑化事業というものが農地中間管理事業へ統合されたことにより、新たに農地中間管理事業の推進に関する内容を追加したところが大きな変更点でございます。資料の 15 ページの下段の 2 の農地中間管理事業の推進に関する事項、次の 16 ページの上の方までわたっているのですが、こちらが追加されたことが大きな変更点となっております。

また、その他の変更に関しましては、県の基本方針見直しに準じた名称等の変更・用語の追加となっております。

この基本構想は 10 年間の計画となっております、この構想の内容には、令和 5 年度の目標数値も定めてあります。

この基本構想を基に、認定農業者、認定新規就農者等の本市農業を担う経営体として確保・育成を図り、目標とする農業経営の姿及び基本的指標を明確に示し、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により農地の利用集積を推進し、本市農業の経営基盤の強化を図っていくこととなります。

説明は以上とさせていただきます。ご審議の程よろしく願います。

担当からの説明は以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。何か質疑がありましたら願います。質問ございませんか。

(なしの声)

【議長】 質問がございませんので、本案件に同意することに異議はありませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を同意することに決定します。



以上で本日の審議はすべて終了致しました。  
有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

(あいさつ)

【有泉副会長】

本日はご苦勞様でした。

午後 4 時 36 分 閉会